

## 霞ヶ浦河川整備計画関係県会議規約

(名称)

第1条 本会は、「霞ヶ浦河川整備計画関係県会議」（以下「会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 会議は、利根川水系霞ヶ浦河川整備計画（以下「河川整備計画」という。）の策定主体である国土交通省関東地方整備局長が、河川法第16条の2第5項に基づく関係県知事の意見聴取に先立ち、関東地方整備局と関係県において、相互の立場を理解しつつ河川整備計画に係る検討内容の認識を深めることを目的とする。

(組織)

第3条 会議は、別紙で構成される。

- 2 関東地方整備局は、会議を招集し議題の提案を行うとともに、河川整備計画に係る検討内容の説明を行う。
- 3 関係県は、会議において関東地方整備局が示した内容に対する見解を述べる。
- 4 関係県は、会議の開催を関東地方整備局に要請することができる。

(情報公開)

第4条 会議は、原則として報道機関を通じて公開するものとし、必要があると認めるときは、中継映像による傍聴措置を講ずることができる。

- 2 会議に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。ただし、稀少野生動植物の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、会議の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、国土交通省関東地方整備局河川部に置く。

- 2 事務局は、会議の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改定)

第6条 この規約を改定する必要があると認められるときは、会議で協議する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で協議する。

(附則)

この規約は、平成27年9月30日から施行する。

別紙

霞ヶ浦河川整備計画関係県会議の構成  
茨城県土木部長  
千葉県県土整備部長  
国土交通省関東地方整備局河川部長